

事 務 連 絡  
平成23年6月21日

各 保 険 医 療 機 関  
開 設 者 様

厚 生 労 働 省  
北海道厚生局医療課長

診療報酬算定上の留意事項通知に規定する麻酔管理料（I）に係る  
麻酔科標榜医の届出要件について（注意喚起）

標記については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）において、「常勤の麻酔科標榜医（地方厚生（支）局長に届け出ている医師に限る。（以下省略））」が主要な麻酔手技を自ら実施した場合等に算定する旨規定されているところです。

しかしながら、当局の実施する調査等において、標記施設基準の届出時に、届出していない麻酔科標榜医により麻酔管理が実施されたにも拘わらず麻酔管理料（I）を算定している事例が確認されましたので、貴保険医療機関におかれましても同様の事例の無き様、念のため注意喚起します。

なお、麻酔管理料（I）については、麻酔科標榜医の異動の都度、施設基準の届出が必要ですが、その他の施設基準については、従事者の異動のみの場合であって、他の要件を含め引き続き施設基準の要件を満たす場合は届出を要さないものとして取り扱っておりますので、申し添えます。

照会先 北海道厚生局 医療課  
TEL：011-796-5105  
FAX：011-796-5133